

S:社会 - 人権

◆ YUSHINグループ人権方針

当社では、2022年7月「YUSHINグループ人権方針」(以下、本方針)を定めました。本方針は、人権尊重の取組みをグループ全体で推進し、その責務を果たしていく指針として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて定めたものです。

(1) 基本的な考え方

YUSHINグループ(以下、YUSHIN)は、経営理念である「人間尊重」を基本とし、世界をめざして常に革新ある技術を創造し、広く社会に貢献しています。

YUSHINは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」等の国際的な人権規範を尊重します。YUSHINのすべての役員と従業員に加えて、YUSHINの商品・サービスに関係するすべての取引関係者(ビジネス・パートナー)にも、本方針の理解・支持・実行を期待します。

(2) 適用法令等の遵守

YUSHINは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に承認された人権基準と各国・地域の法令が相反する場合には、国際的な人権基準を最大限に尊重するための方法を追求します。

(3) 人権デュー・ディリジェンス

YUSHINは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って、自社の事業と関係する人権に対する負の影響を特定し、予防、軽減する取組みを進めます。

(4) 対話・協議

YUSHINは、人権への潜在的又は実際の影響についてステークホルダーと対話・協議を行います。

(5) 情報開示

YUSHINは、私たちの人権尊重の取組みについて、進捗状況と結果をウェブサイトなどで開示します。

(6) 教育と研修

YUSHINは、本方針が企業全体に定着するように企業方針に反映するとともに、本方針が理解され効果的に実施されるよう、すべての役員および社員に対して適切な教育と研修を行います。

(7) 救済

YUSHINは、他者の人権を侵害しないことはもちろんのこと、自らの事業活動において人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが判明した場合には、是正に向けて適切な対応をとることで、人権尊重の責任を果たします。

YUSHINのビジネス・パートナーが人権への負の影響と直接つながっている場合、ステークホルダーと協力しながら改善に努めることで人権尊重の責任を果たします。

優先順位をつける必要がある場合には、規模、範囲、是正・救済困難性を鑑み、人権に対する最も深刻な負の影響に対処することを優先します。

本方針は当社の取締役会の承認を得ています。

制定：2022年7月7日

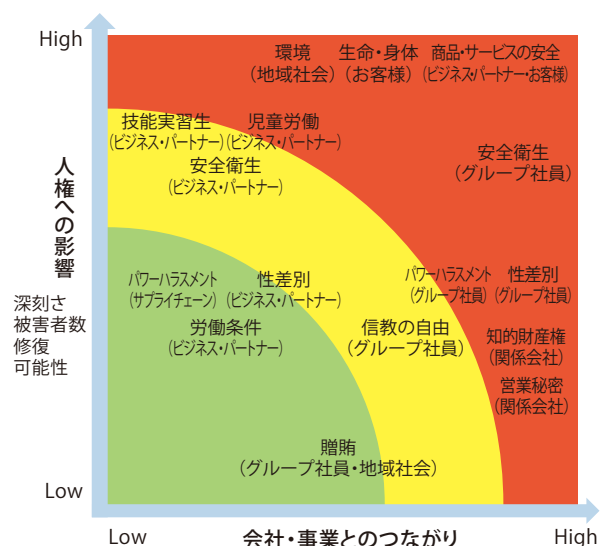
株式会社ユーシン精機 代表取締役社長 小谷 高代

◆ リスクの特定

当社では、具体的な人権リスクについて下表のように考えています。

ステークホルダー	人権リスク
ビジネス・パートナー	労働条件、技能実習生の人権、児童の人権、性差別、結社の自由
お客様、ビジネス・パートナー	生命・身体の安全
グループ社員	安全衛生、労働時間・賃金、性差別、パワーハラスメント
関係団体	知的財産権、営業秘密、個人情報、秘密情報
グループ社員、社会	贈賄の禁止、環境

それぞれのリスクを分析したものが右図になります。この分析を踏まえ、YUSHINが今後重点的に取り組んでいく課題については次のように考えています。



◆ 今後重点的に取り組む課題

・事業に関する基本的な考え

YUSHINは、産業用直交型ロボットを中心に工場自動化に関連する装置・システムの開発、製造、販売事業をグローバルに展開しています。

YUSHINの事業活動の根本には、危険な環境下で働く人を減らし、労働者の安全性を高めたいといった「思い」があります。

・調達・製造過程の課題

YUSHIN商品を構成する部品の調達現場やYUSHIN商品を製造する現場においても、過剰・不当な労働条件、児童労働、技能実習生等外国人労働者の権利侵害、人種・宗教・性

別・国籍・心身障害・年齢・性的指向などに基づく差別といった人権の侵害は許されるものではないと考えています。

・YUSHINの労働環境の課題

YUSHINは、職場における社員の安全と健康の確保、快適で働きやすい職場の形成に努めます。

YUSHINにおけるあらゆる差別の禁止、ハラスメントの防止にも一層尽力します。

ステークホルダーとの対話・協働を通じて、適宜重点課題の見直しを図っていきます。

S: 社会 - 品質・安全

◆ 世界最高基準の安全規格搭載ロボット



FRAシリーズ

■ 安全回路

安全回路を二重化することにより、一つの安全回路で不具合が発生した場合も機能損失しません。ロボットによる事故を防ぐ基本の考え方です。

■ 安全速度監視

安全速度監視は、モータ速度が定義された制限値を超え

ていないかどうかを監視します。これにより、ティーチング中のロボット動作が安全速度を超えることがなく、安全に安心して作業していただけます。

■ 国際安全規格対応

安全規格EN ISO 12100、EN 60204、EN ISO 10218に対応し、安全カテゴリー3に属します。CE、GB、KCsといった各国基準に対応可能となっています。

■ 安全は生産を止めない

信号ライン、電源ラインに保護回路を搭載することで、特に海外で気になる急激な電圧変化による故障範囲の拡大を未然に防ぎます。また、ノイズフィルタ、制御ボックス開閉部の導電性確保(C2タイプのみ)、シールドハーネスの採用により、予見が難しい外乱ノイズによる誤作動対策もしっかり対応。世界中の稼働実績から生み出されたインフラ環境対策が生産を止めない堅牢性を実現しています。

S: 社会 - 社会との関わり

◆ 次世代育成支援

Japan Super Science Fair (JSSF) への貢献

文部科学省から19年間連続で「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」(先進的な理数系教育を実施している高等学校などとして国が支援)の指定を受けておられる立命館高校では、2003年度からSSHプロジェクトの一環としてJapan Super Science Fair (JSSF)が開催されています。

JSSFは、「世界のために科学の力で貢献する使命感」「将来の活躍のためのネットワーク」「未来に向けての大きな夢」を得てもらうことを目的として世界中からの参加生徒が国際的な舞台で科学交流を行う学生国際会議であり、研究発表

を中心に、科学ワークショップや科学講義など、科学的かつグローバルな考え方を刺激する様々な活動を通じて共に学ばれています。

このプログラムの一部である企業見学において、当社も2012年から8回にわたり、立命館高校をはじめ世界各国の高校生を受け入れています。工場見学や技術的なプレゼンテーションをとおして、参加者のグローバルな視点と科学教育の学習意欲の向上につなげていただければと考えています。



◆ レスキューロボットコンテストへの協賛

大規模都市災害における救命救助活動を題材としたロボットコンテストである「レスキューロボットコンテスト」は、防災・減災についての社会啓発及びロボット技術の向上を通じた人材育成を目的として2001年から開催されており、

当社は2016年から毎回協賛しています(2020年は新型コロナウイルス感染拡大のため中止)。

S: 社会 - 健康経営・安全衛生

◆ 健康経営

健康事業所宣言

全国健康保険協会京都支部より具体的な取り組みを定めている事業所に対して送られる宣言証を受領しました。

ICTを活用した健康サポート

健康診断の受診結果により生活習慣病のリスクがあるものに対して保健指導を実施し、従業員の日々の生活改善に努めています。必要時は受診勧奨を実施し、受診率の向上を目指しています。

海外渡航者に対しても赴任時、帰国時健診だけでなく年に1度の定期健診を受けていただき、従業員が健康に働けるように健康管理をしています。

また、ICTシステムを活用して産業医と連携した健康支援の充実を図っています。

セミナーの実施

ヘルスリテラシー向上のために下記4つのテーマに分けてセミナーを実施しています。

- 女性特有の疾患
- がん予防
- 禁煙
- メンタルヘルス

産業医による「禁煙のすすめ」セミナーでは、喫煙による癌のリスク、脳梗塞・心筋梗塞などの健康リスク、禁煙補助薬の効果といった内容について説明され、実践的なセミナーとなりました。



メンタルヘルス

悩み事があれば健康支援室にて保健師または産業医にいつでも相談できるよう、健康支援センターを設置しています。さらに、福利厚生として外部資源の悩み相談デスクなどを設けており、秘密厳守で悩み解決できるように体制を整えています。



ウォーキングイベント

従業員の健康増進、コミュニケーション活性化を目的として、2021年度にウォーキングイベント「Walk, talk and work together!」を開催しました。国内外から23チーム101名の参加があり、スマートフォンのウォーキングアプリを使い1日当たりの平均歩数を競いました。

BLS研修(一次救命処置研修)

緊急時に対応できるようにAED・心肺蘇生ができる従業員の育成を年に1回を目途に実施しています。

健康アプリの活用

写真を撮るとカロリーが分かる、歩数が分かるなどの健康関連アプリの導入により、従業員が自分自身の健康状態を管理できるようにしています。

◆ 安全衛生

以下の基本方針に基づき、職場の安全衛生活動に取り組んでいます。

《安全衛生基本方針》

1. 健康で、いきいきと働ける職場づくりを目指す。
2. 安全衛生管理活動の適切な実施のため、責任の所在を明確にする。
3. 必要な安全衛生教育・訓練を実施し、安全を第一とする人づくりを実施する。
4. 安全衛生関連法令及び工場規定を遵守する。